告

示

政健

策 福

課祉

: = : = ○青森県市町村元気事業費補助金の交付に関する事務の地域

の地域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する

振地

興活

課力

:

県民局長への委任等に関する規程を廃止する訓令…………

同

○青森県未来を変える元気事業費補助金の交付に関する事務

訓

令

目

次

(農村整備課)

: : 同

: =

政

課

 \equiv

国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中

国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に

同

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 ○生活保護法による医療機関の指定……………………… ○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………

〇右

県西

民 地

局域

:

 \equiv

県三

民地

局域

:

 \equiv

出

先 機 関

○右

同.....

県上

民地

局域

:

깯

同同同

: :

ᄪ

第四号

令和 和元年 五月十三日 (月曜日) 台右

訓

令

青森県訓令甲第一号

等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 青森県未来を変える元気事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任

令和元年五月十三日

青森県知事

三

村

申

吾

委任等に関する規程の一部を改正する訓令 青森県未来を変える元気事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への

する。 等に関する規程(平成二十八年五月青森県訓令甲第十八号)の一部を次のように改正 青森県未来を変える元気事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任

四 四月八日制定)に基づく補助金に係る補助規則及び同要綱の施行に関すること。 平成三十一年度青森県未来を変える元気事業費補助金交付要綱(平成三十一年 第二条に次の一号を加える。

この訓令は、 附 公表の日から施行する。

青森県訓令甲第二号

先 機 関 般

各庁

各庁

先 関 般

する規程を廃止する訓令を次のように定める。青森県市町村元気事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関

令和元年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

に関する規程を廃止する訓令青森県市町村元気事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等

する規程(平成二十四年四月青森県訓令甲第十六号)は、廃止する。青森県市町村元気事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関

ß

この訓令は、公表の日から施行する。

示

青森県告示第二十六号

より告示する。 定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定に定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三の規定により、次の指生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指

令和元年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

ク 伊東内科・小児科・	名
八科クリニッ	称
弘前市大字	所
元長町一六	在
	地
三平 成 三 三 三 三	年廃 月 日止

青森県告示第二十七号

| 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助

号の規定により告示する。のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一

令和元年五月十三日

青森県知事 三

村

申

吾

医療法人社	名
社団 伊東ク	称
IJ	
弘前市大字元大工町	所
上町三六の一	在
	地
三平 ・成 三 一	年指 月 日定

青森県告示第二十八号

示する。

小可の国別があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告告によの情によるのとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止しの例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例によの例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるのとされた生活保護法(昭和二十五条の三第一次の例による生活を表示。

令和元年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

クアードラーク	名
科クリニッ	称
弘前志	所
市大字元長町一六	在
	地
三・成二・六	年廃 月 日止

青森県告示第二十九号

る生活保護法」という。)第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担の例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例によ偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてそ中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

二医

令和元年五月十三日

の規定により告示する。

当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号

青森県知事 三 村 申

吾

ロックとなった。 名 団 伊 東クリ 称 弘前市大字元大工町三六の 所 在 地 三平 ・成 三・ 年指 月 日定

青森県告示第三十号

ので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。 農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があった

令和元年五月十三日

青森県知事 三 村 申

吾

保安林予定森林の所在場所

青

上北郡七戸町字山舘三一の二一、三一の二二、三一の一二七

保安林指定の目的

土砂の流出の防備

- 指定施業要件
- 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、択伐による。
- 2 る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

役場に備え置いて縦覧に供する。) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び七戸町

青森県告示第三十一号

より公示する。 年四月二十五日次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第五項の規定に 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条第三項の規定により、平成三十

令和元年五月十三日

青森県知事

三

村

申

吾

青森市	者の名称
中佃一丁目の	調
部	査
	地
	域
十一日まで 中加二年三月三 月二十五日から 平成三十一年四	調査期間

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

定により公告する。 土地改良区の定款の変更を平成三十一年四月二十二日認可したので、同条第三項の規 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 名川

令和元年五月十三日

三八地域県民局長 櫻 庭 憲 司

土地改良区の定款変更の認可

鶴田土地改良区の定款の変更を平成三十一年四月十八日認可したので、同条第三項の 規定により公告する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 枝川

理

事 甲 区役 員 別の

氏

令和元年五月十三日

西北地域県民局長

平

野

義

土地改良区の役員の退任

場川土地改良区から、 定により公告する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、土 次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十八項の規

令和元年五月十三日

上北地域県民局長 楠 美 祥

行

由 友廣 名 上北郡七戸町字李沢家ノ前四〇の五 住 所 八 平成三・ 退任の年月日 四· | |

土地改良区の定款変更の認可

平土地改良区の定款の変更を平成三十一年四月二十二日認可したので、同条第三項の 規定により公告する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、

令和元年五月十三日

上北地域県民局長 楠 美

行

祥

土地改良区の定款変更の認可

堰土地改良区の定款の変更を平成三十一年四月二十二日認可したので、同条第三項の 規定により公告する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 奥瀬

令和元年五月十三日

上北地域県民局長 楠 美 祥

行

土地改良区の定款変更の認可

定により公告する。 土地改良区の定款の変更を平成三十一年四月二十二日認可したので、同条第三項の規 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、

令和元年五月十三日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

青森市長島一丁目一 青森市長島一丁目一 番 県号

定価小口一枚ニ付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)